



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

# 平成29年度 税制改正要望概要

平成 28 年 8 月

復興 庁

# 平成 29 年度復興庁税制改正要望項目

平成 28 年 8 月  
復興庁

## 1. 復興特区関係等

- (1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の延長
- (2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（割増償却）の延長

※ 復興特区税制ではないが、(1)に関連

## 2. 被災代替自動車関係

- (1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長

## 3. 福島関係

- (1) 帰還困難区域の取扱いに関する政府方針（検討中）を踏まえ、必要な税制上の特例措置を要望

(※ の省庁が主管省庁)

## 1. 復興特区関係等

### (1) 復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の延長

<復興庁、国土交通省共同要望>

[所得税、法人税]

復興居住区域において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除（税額の20%を限度）ができる措置の適用期限を4年間延長。

### (2) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（割増償却）の延長

<国土交通省、復興庁共同要望>

[所得税、法人税]

特定激甚災害地域において新設された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、当初5年間、普通償却限度額の50%（耐用年数が35年以上であるものは70%）の割増償却ができる措置の適用期限を4年間延長。

## 2. 被災代替自動車関係

### (1) 被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置の延長

<復興庁、国土交通省共同要望>

[自動車取得税]

被災自動車の所有者が代替自動車を取得した場合における自動車取得税の非課税措置について、消費税率引上げ時期の延期に伴い、自動車取得税が平成29年度以降も存続する場合、同税の非課税措置の期限を2年間延長。

### 3. 福島関係

(1) 帰還困難区域の取扱いに関する政府方針（検討中）を踏まえ、必要な税制上の特例措置を要望。

現在検討中の帰還困難区域の取扱いに関する政府方針に沿って、被災事業者が機械を取得した場合等に必要となる税制上の特例措置を検討中。